

(仮称)大東市自治基本条例案要綱

平成17年8月23日

大東市自治基本条例策定市民会議

(仮称) 大東市自治基本条例案要綱

1 前 文

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が人情深い河内の風土のもとで大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちをお忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性が豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることの出来る大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

第 1 総 則

2 目 的

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会、市長（市の執行機関をいう。以下同じ）の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とします。

3 最高規範性

この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例、計画などは、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。また、市民、事業者、議会、市長は、これを誠実に順守しなければなりません。

第2 市民と事業者

4 市民の権利と責務

- (1) 市民は、法律や条例などに定められた権利を有するとともに、市政の情報を知り、まちづくりなど市政に参画し、意見を述べる権利を有します。
- (2) 市民は、法律や条例などに定められた義務を果たすとともに、社会の一員として行動する責務を有します。

5 事業者の権利と責務

- (1) 事業者は、市政の情報を知り、まちづくりなど市政に参画し、意見を述べる権利を有します。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として、自然環境や生活環境との調和を図り、公益的な活動に協力するなど、健全な事業活動を行う責務を有します。

第3 議会

6 議会の役割と責務

- (1) 議会は、市民の代表として組織された意思決定機関であり、民意を市政全般に反映させるよう努めなければなりません。
- (2) 議会は、適正に行政運営がなされているかを監視し、行政の事務について調査した事項について市民に説明するよう努めなければなりません。
- (3) 議員は、市民の代表者として自覚し、市民の信託と信頼に応えるため、自己研鑽に努めなければなりません。

第4 市長

7 市長の役割と責務

- (1) 市長は、地方自治の本旨に則り、創意と工夫により財源の確保に努めるとともに、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的な市政運営を行わなければなりません。
- (2) 市長は、まちづくりにあたっては、市民(事業者を含む。以下同じ)との協働に努め、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。
- (3) 市長は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫

による活動に対して必要な支援を行わなければなりません。

- (4) 市長は、市の職員を指揮監督するとともに、市政の課題に的確に応えることが出来る知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営に努めなければなりません。
- (5) 職員は、全体の奉仕者として市民の信託に基づき、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、常に職務遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。

第5 市政運営

8 総合計画

- (1) 市は、基本構想と基本計画からなる総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。
- (2) 市は、総合計画が社会の変化に対応出来るよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、市民満足度の向上に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択するものとします。

9 財政運営

- (1) 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を市民に分かり易く公表します。また、市の財産について、適正な管理と、効率的な運用に努めます。

10 行政評価

- (1) 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果を市民に公表します。

11 行政手続

- (1) 市は、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にします。

12 情報公開

- (1) 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程において、市民に分かりやすく説

明する責任を果たすよう努めなければなりません。

- (2) 市は、市民に知る権利の保障と市政への参加促進のため、必要な市政情報を積極的に提供します。また、市政の推進に役立つ情報については、市民も積極的に市に提供し、互いに情報を共有出来るように努めます。
- (3) 市は、市民との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話にあたっては、市民が参加しやすい環境を設けなければなりません。

1 3 個人情報保護

- (1) 市と事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取り扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければなりません。

1 4 法令順守

- (1) 市とその職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を順守し、公正に職務を行わなければなりません。

1 5 公益通報

- (1) 市は、公益通報を行う場合の体制を整備するとともに、通報者が通報による不利益を受けないよう適切な措置を講じなければなりません。

1 6 広域行政

- (1) 市は、国、大阪府及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共有する課題に連携して適切に対処するよう努めなければなりません。

第6 協働と参画

1 7 協働のまちづくり

- (1) まちづくりには、市民のほか、大東市というまちをより良くしたいと考えている人はすべて参加することが出来ます。
- (2) 市民、市は、個性や能力を発揮出来るよう互いに尊重し、協働のまちづくりを推進します。

1 8 市民と行政との協働推進

- (1) 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民が主体的に活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければなりません。
- (2) 市は、審議会等委員の市民公募制度など、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、各施策に応じて適切な市民協働の手法を整備しなければなりません。

19 人材づくり

- (1) 市は、市民がまちづくりの担い手となるように、人材を育む環境の整備に努めるとともに、まちづくりにあたって、人材の積極的な活用に努めるものとします。

20 子どもの育成

- (1) 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことが出来るよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければなりません。

21 コミュニティ

- (1) 市民は、防災など地域の課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織（以下「コミュニティ」という。）に対し、協力するよう努めなければなりません。
- (2) 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱わなければなりません。また、公益的な活動に対して、必要に応じて支援することに努めなければなりません。

22 危機管理

- (1) 市民は、危険回避や災害に対する準備を行うなど、身の安全を自ら守るため、日頃から適切な防衛策を行うよう努めなければなりません。
- (2) コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活出来るよう必要な措置を行うよう努めなければなりません。
- (3) 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民の生命や財産を守るため、迅速かつ適切な対応が出来る体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関や市民との連携、協力を努めなければなりません。

第7 意思表示

2.3 パブリックコメント

- (1) 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民が意見を提出出来る機会を設けなければなりません。

2.4 意見、要望への対応

- (1) 市は、市民から市政一般に関する意見、要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

2.5 住民投票

- (1) 市長は、市政に関する重要な事項について、18歳以上の永住外国人を含む市内在住者（この条において「有資格者」という）の3分の1以上が請求した場合、または50分の1以上の有資格者が請求して議会の承認を得た場合は、住民投票を実施しなければなりません。
- (2) 住民投票の投票権者は、有資格者とします。
- (3) 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- (4) その他住民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定めます。

第8 補則

2.6 条例の見直し

- (1) 市長は、社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、速やかに見直しに必要な手続をとらなければなりません。
- (2) 市長は、この条例を見直す場合は、市民などで構成される第三者機関を設置することが出来ます。

2.7 付則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

(仮称)大東市自治基本条例案要綱(案)の構成

1 前文

第1 総則

- 2 目的
- 3 最高規範性

第2 市民と事業者

- 4 市民の権利と責務
- 5 事業者の権利と責務

第3 議会

- 6 議会の役割と責務

第4 市長

- 7 市長の役割と責務

第5 市政運営

- 8 総合計画
- 9 財政運営
- 10 行政評価
- 11 行政手続
- 12 情報公開
- 13 個人情報保護
- 14 法令順守
- 15 公益通報
- 16 広域行政

第6 協働と参画

- 17 協働のまちづくり
- 18 市民と行政との協働推進
- 19 人材づくり
- 20 子どもの育成
- 21 コミュニティ
- 22 危機管理

第7 意思表示

- 23 パブリックコメント
- 24 意見、要望への対応
- 25 住民投票

第8 補則

- 26 条例の見直し
- 27 付則